

## 渡島半島地域ヒグマ保護管理計画（第2期）素案の概要

平成22年5月11日 環境生活部環境局自然環境課

### I 計画の策定にあたって

#### 1 計画策定の背景

- ・ 渡島半島地域では、ヒグマの生息域と人間の活動域が近接しているため、人とのあつれきを軽減し、被害の発生を抑制しながら地域個体群の存続を図るという考え方を基本として管理するため、計画期間をおおむね10年間とする「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画（第1期）」を、平成12年12月に策定。
- ・ 生息数は、平成20年現在で800±400頭程度と推定。人身事故は21年間で9件発生。農業被害額は1,100万円／年程度。出没件数は400～650件／年程度。捕獲数は100頭／年程度で推移。
- ・ 第1期計画は、策定後おおむね10年が経過した時点で見直しをすることとし、有識者による検討会を設け、これまで、生ごみなど適正な廃棄物処理、電気柵による防除など、人身事故や農作物等被害の防止に一定の成果。
- ・ ヒグマによる被害が依然として発生しているため、第1期計画の基本的な考え方や実施策を継承しつつ、新たに問題個体への対応策や総捕獲数の管理の考え方を加えて、この度、第2期計画の素案として取りまとめ。

#### 2 計画策定の目標と基本的視点

〈基本目標〉

- ① ヒグマによる人身事故の防止
- ② ヒグマによる農作物等被害の予防
- ③ ヒグマの地域個体群の存続

〈基本的視点〉

- ① 問題発生時の未然防止と出没時の危機管理体制の確立
- ② 地域個体群の適正管理の検討
- ③ 情報共有と対策の推進

#### 3 対象地域

- ① 渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内（奥尻町を除く。）全域
- ② 後志総合振興局管内の島牧村、寿都町及び黒松内町の地域

#### 4 計画期間

平成22年度から平成28年度まで

#### 5 計画の位置づけ

- ① 「北海道野生動物保護管理指針」（平成8年10月策定）に基づく施策
- ② 「第10次北海道鳥獣保護事業計画」に基づく被害の軽減や個体群の存続を図る施策

#### 6 対象鳥獣

ヒグマ (*Ursus arctos*)

## Ⅱ 総合的ヒグマ対策の推進

### 1 事故や被害の未然防止（「先取り防除」）

- ① 人身事故の防止
- ② 農作物等被害の効果的な防除策の検討・普及
- ③ 生ゴミ等のヒグマ誘引物の管理
- ④ 普及啓発

### 2 ヒグマ出没時の対応（危機管理）

- ① 連絡体制の整備
- ② 駆除体制の整備
- ③ 誘引物の除去・隔離
- ④ 対応判断のための情報収集・情報提供

### 3 地域個体群の管理

- ① 出没・捕獲状況の精査
- ② 人材育成のための捕獲（春の残雪期における管理捕獲により捕獲技術者育成）

### 4 ヒグマ対策に必要な人材（熟練者）の育成と総合的管理体制の検討

- ① 研修等の実施（ヒグマ捕獲技術に関する研修会の開催など）
- ② 総合的管理体制の検討（ヒグマ対策に必要な人材を育成し、地域の危機管理体制の充実）
- ③ ヒグマ捕獲指導員の育成（熟練なヒグマ捕獲指導員を講師とし、中堅狩猟者を捕獲指導員に育成）

### 5 対策推進のための調査研究

- ① 対策効果の検証
- ② 管理技術の開発

### 6 問題個体への対応

- ① 出没個体の有害性に応じた排除（出没時の対応 段階0～3）

表 出没した個体の段階

段 階	人間に対するヒグマの行動	対応方針	
0 (非問題個体)	人を恐れて避ける。	市街地	住民周知、見回り、誘引物除去
		農耕地	
		森林地帯	
1	人を恐れず逃げない。	市街地	住民周知、追い払い、出没継続は捕獲
		農耕地	
		森林地帯	
2	農作物に被害を与えるなど、人の活動に実害をもたらす。	市街地	住民周知、見回り、問題個体の捕獲等
		農耕地	
		森林地帯	
3	人に積極的につきまとう、または人を攻撃する。	市街地	対策本部設置、問題個体の捕獲等
		農耕地	
		森林地帯	

※本文資料2-8「出没した個体の段階判断」及び資料2-9「判断した段階に応じた対応方針」参照

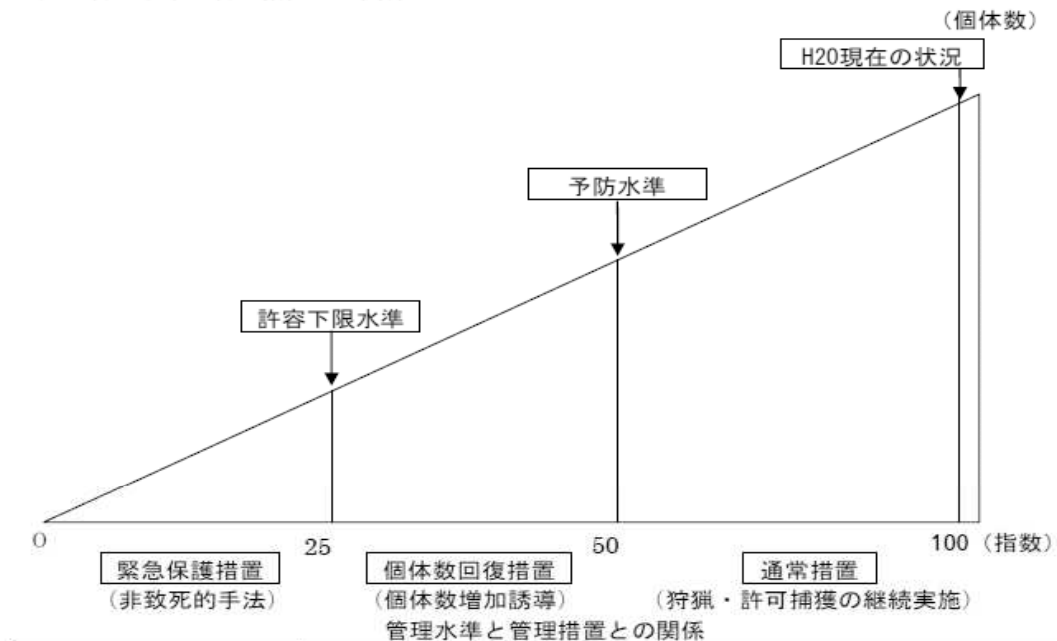
#### ② フィードバック管理

毎年の生息動向を個体数指数で監視し、個体数指数の状況に応じて問題個体の捕獲や追い払いなどの対応策を変える管理方法を採用

### 7 総捕獲数の管理

- ① 平成20年現在の推定生息数を基準（個体数指数＝100）とする総捕獲数管理
- ② 2段階の管理水準
  - ・ 予防水準（個体数指数＝50）→絶滅のおそれが高まることを予防する水準
  - ・ 許容下限水準（個体数指数＝25）→絶滅を回避するため必要な個体数を下回らない水準
- ③ 3段階の管理措置
  - ・ 通常措置（50＜個体数指数）→個体数指数を予防水準以下にしないための年間捕獲上限数設定
  - ・ 個体数回復措置（25≤個体数指数≤50）→予防水準以下の場合に増加できる年間捕獲上限数設定
  - ・ 緊急保護措置（個体数指数＜25）→許容下限水準以下の場合に総捕獲数を極力抑制し絶滅回避

<図 管理水準と管理措置との関係>



管理水準	管理措置	捕獲上限数
50 < 個体数指数	通常措置	個体数指数を予防水準以下にしないための年間捕獲上限数を設定し、総捕獲数をそれ以下に抑制
25 ≤ 個体数指数 ≤ 50	個体数回復措置	予防水準以下の場合に個体数が増加できる年間捕獲上限数を設定し、総捕獲数をそれ以下に抑制
個体数指数 < 25	緊急保護措置	許容下限水準以下の場合に総捕獲数を可能な限り抑制

### Ⅲ 計画の実現に向けて

#### 1 協議会等の設置

- ① 「渡島半島地域ヒグマ対策協議会」設置  
関係機関・団体等との連絡・調整、情報提供や交換
- ② 「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画検討会」設置  
必要に応じ学識経験者による生息状況等の分析・評価
- ③ 関係機関及び関係団体との連携  
国や研究機関、農業関係機関等との協力体制の構築

#### 2 計画の点検・見直し

- ① 各種対応策等の進捗状況や実施の効果など、計画の達成状況の点検
- ② 実施からおおむね3年を経過した時点で各対応策の再検討・見直し

#### ※ 今後のスケジュール

5月中旬	計画（素案）に対するパブリックコメントの実施
7月上旬	パブリックコメント結果の報告
7月下旬	計画（案）の取りまとめ
8月上旬	計画（案）の報告